

第 6707 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2021年)令和3年 6月 22日 火曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp
-----	--

♠ 印紙税の取扱い

Q : 契約書等には印紙を貼らないといけないようですが、貼らない場合はどうなりますか？

A : 次のようになります。

【解説】

印紙税は、契約書や領収書、手形など一定の文書に対して課される税金です。

文書を作成した者が定められた金額の収入印紙を文書に貼り付け、これに消印をして納付します。

印紙税が課される文書の作成者が印紙税を納付しなかったときは、たとえ印紙税が課されることを知らなかったり、収入印紙を貼り忘れた場合であっても、納付しなかった印紙税の額の3倍(収入印紙を貼っていないことを自主的に申し出たときは1.1倍)の過怠税が課せられます。

この過怠税は、法人税の損金や所得税の必要経費に算入されませんので注意してください。

また、文書に貼り付けた収入印紙は消印しなければならず、消印しなかったときは、その消印しなかった収入印紙の金額と同額の過怠税が課されます。

なお、印紙税を納付する必要がない文書に誤って収入印紙を貼って印紙税を納付したり、印紙税として定められた金額を超えた収入印紙を文書に貼って納付した場合には、「印紙税過誤納確認申請書」とその過誤納になっている文書を所轄の税務署に提出すれば、印紙税の還付を受けることができます。

【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】

